

## 佐野市ニホンジカ捕獲報償金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、ニホンジカによる林業被害を軽減させるため、市が予算の範囲内で交付する佐野市ニホンジカ捕獲報償金（以下「報償金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 報償金の交付の対象となる者は、市内に森林を所有する者であって、当該森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項に規定する森林経営計画を作成し、当該計画について、同条第5項の規定による認定を受けた者とする。ただし、獣友会安蘇支部に所属する有害鳥獣捕獲従事者を除く。

### (報償金の額等)

第3条 報償金の額は、ニホンジカ（市内で捕獲されたものに限る）1頭当たり5,000円とする。

2 前項の場合において、捕獲は、あらかじめ市長から有害鳥獣捕獲の許可を受けてされたものでなければならない。

### (交付の申請)

第4条 報償金の交付を受けようとする者は、捕獲後、ニホンジカ捕獲報償金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、報償金の交付を受けようとする捕獲に係る捕獲票の写し、捕獲写真及び切断した尻尾を添えて、市長に申請を行うものとする。

2 前項の申請は、捕獲の日の属する年度の末日までに行うものとする。

### (報償金の交付の決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、報償金の交付を決定したときは、ニホンジカ捕獲報償金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことと決定したときはニホンジカ捕獲報償金交付申請棄却通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

### (報告検査等)

第6条 市長は、必要と認めたときは、報償金の交付を受けようとする者又は報償金の交付を受けた者に対し、その捕獲に関する報告を求め、又は職

員によりその書類若しくは捕獲の状況を検査させ、その他必要な指示をすることができる。

(交付の決定の取消し)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により第5条の規定による交付の決定を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(報償金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において報償金が交付されているときは、期限を定めて、偽りその他不正の手段により交付を受けた報償金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和7年8月12日から施行し、同年4月1日以後に実施した捕獲について適用する。